

Law-Related Education and Legal Literacy

Yoshihide KITAGAWA, Makoto OSAKA

横浜国立大学教育人間科学部紀要Ⅲ（社会科学）No.10 別刷

Reprinted from
THE SOCIAL SCIENCES
Journal of the Faculty of Education and Human Sciences
Yokohama National University
No.10, FEBRUARY, 2008

法教育と法的リテラシー

北川 善英*1・大坂 誠*2

Law-Related Education and Legal Literacy

Yoshihide KITAGAWA, Makoto OSAKA

*1 社会科教育講座（法律学・憲法学） *2 川崎市立大師中学校（社会科）

はじめに

1 ここ数年、法教育が注目されつつあるが、一方で、司法制度改革の一つの具体化である裁判員制度の導入(2009年度から)を契機として、他方で、「新しい学力観」の一面的理解(「関心・意欲・態度」・「思考・判断」・「技能・表現」・「知識・理解」という四つの評価観点のなかで、「関心・意欲・態度」に重点を置く)により、「法教育において育成すべき力としての法的リテラシーとは何か?」という観点が曖昧なままに、「ルールづくり」や「模擬裁判」といった授業実践が広まりつつある。

本論文は、北川善英・中平一義・吉田浩幸・大坂誠「法教育の現状と課題」(横浜国立大学教育人間科学部紀要 I [教育科学]No9)の第3章「法教育実践の方向性—憲法を核とした法的リテラシー」(執筆・大坂誠)を、「法教育において育成すべき力としての法的リテラシーとは何か?」という観点から、さらに、深化させたものである(北川善英)。

2 法教育についてこれまでさまざまな研究が行われてきたが、そのほとんどが授業実践や諸外国における法教育の理論や実践の紹介にとどまってきた。その結果、日本における法教育ではどのような力を養うべきかという具体的な研究はあまり行われてこなかった。本稿では法教育において育成すべき力を法的リテラシーととらえ、法的リテラシーがどのようなものであるかを明らかにし、それを通じて今後の法教育のあり方にわずかでも寄与したい。なお、本論文は、北川教授の指導の下で執筆したものではあるが、文責は私にあることをことわっておきたい(大坂誠)。

第1章 法的リテラシーとは何か—アメリカと日本の比較

第1節 アメリカの法教育における法的リテラシー

アメリカの法教育における法的リテラシーの定義について考えてみたいと思う。

《Law-Related Education Act of 1978 (法教育法)》によると、法教育とは、「法律家ではない者を対象に、法全般、法形成過程、法制度と、それらがもたづけている原理と価値に関する知識と技能を提供する教育」と定義され、ロースクールにおける法律家養成教育である法学教育(Legal Education)とははっきりと区別されている。したがって、法教育においては、法律に関する細かな正確な知識や法的三段論法といった専門的な法的技法の育成が目的ではない。《Law-Related Education Act of 1978》の法教育の定義にしたがって、《American Bar Association: Special Committee on Youth Education for Citizenship》(アメリカ法曹協会:市民的資質のための青少年教育に関する特別委員会, 以下《ABA:

YEFC》と略す)は、法的リテラシーの育成が法教育において重要であると指摘し、次のように定義するが⁽¹⁾、それぞれについて私見を述べたい。

- ①社会の変化とともにその内実が変容すること。
- ②道徳的な判断と倫理的な分析の技能
- ③法に関する知識
- ④法形成過程を評価する態度

(1) 「社会の変化とともにその内実が変容すること」

そもそも、法や法制度が保障すべきものとは何であろうか。

近代市民革命は王権神授説に基づく国王による「人の支配」を否定し、近代的な「法の支配」を確立させた。近代的な「法の支配」は個人の権利・自由の保障を目的として国家に権力やサンクションを含めた物理的なメカニズムを独占させる一方で、権力の行使が恣意的におこなわれないように国家に対して法による制限を加えた。個人の権利・自由の保障は「個人の尊厳」を保障することであることから、「法の支配」の究極的な目的は「個人の尊厳」の保障にあるといえる。したがって、法や法制度によって保障すべき最も重要な価値とは「個人の尊厳」ということになる。

個人を取り巻く状況は、社会的状況によって様々な変化をする。そのような変化の中にあっても「個人の尊厳」が保障され続けるよう、法は創造的に形成され、変化をしていく。法的リテラシーも「法的」である以上、法的リテラシーが保障しなければならない最も重要な価値とは「個人の尊厳」であり、これを保障し続けるために法的リテラシーも法と同様にその内実が変化するのである。

(2) 「道徳的な判断と倫理的な分析の技能」

発生した問題の原因となる事実についての分析や判断は、法的に問題を解決するためのプロセスの初期段階である。問題を法的に解決するためには、プロセスに従い、問題の原因となっている事実について明らかにした上で、その事実に対する価値的視点を加える必要があり、その上でどのような解決が妥当であるかという問題解決のための方針が明らかにされなければならない。もちろん法的解決のプロセスであることを踏まえ、法と道徳・倫理の違いと両者の相互関連性に対する理解が前提になければならない。

(3) 「法に関する知識」

法教育とは、法律に関する詳細で正確な知識を習得することが目的ではない。法教育に必要な法に関する知識とは、法や法制度を支えている価値・原理や、法や法制度の基本的な仕組みについて理解させることである。法や法制度を支えている価値・原理とは何であろうか。

前述したように、市民革命は王権神授説に基づく国王による「人の支配」を否定し、近代的な「法の支配」を確立させた。「法の支配」が保障しようとしている最も重要な価値とは「個人の尊厳」に他ならない。法教育においては、「個人の尊厳」をはじめとする法的価値・原理を理解させることが重要である。また、権力分立や立法・行政・司法についての学習は、法的価値・原理に深い関連があるだけではなく、日常生活における法との関わりについて考える上で重要である。

法教育における法に関する知識の学習については、法学教育で目指しているような細かで正確な法的知識の習得にあるのではなく、法的価値・原理についての理解に基づき、それぞれの発達段階に応じて基本的な法や法制度の仕組みについての知識を習得させることが重要である。

(4) 「法形成過程を評価する態度」

法の役割について、社会の秩序を維持するために国家権力によるサンクションを伴った最も有効

な規制手段という法の機能の一側面が強調されるあまり、法とは規範であり、規範に従うことで社会秩序が維持されているという一面的な認識が根強い。しかし、法の本来の目的は最も重要な価値である「個人の尊厳」を保障することにあり、これを実現するために権力を拘束するのである。この点についての理解を深めることが法教育における今日的課題である。したがって、法教育において日常生活における法との関わりを扱うにあたっては、法を単に規範として取り上げるのではなく、最も重要な価値である「個人の尊厳」の保障を前提として、法の定立・適用・執行をも視野に入れた学習を通して、法が創造的に変化することを理解させることが重要である。

(5) アメリカにおける法的リテラシーの特徴

第一に、法的リテラシーの内実が固定化、絶対化されたものではなく、最も重要な価値である「個人の尊厳」を保障するためにその内実が変化することを前提としている点である。法的リテラシーを「法的」なものとしてとらえ、法的リテラシーが法的価値・原理によって支えられそれらを保障しているという前提に立てば、法的リテラシーもまた法と同様に「個人の尊厳」のよりよき保障のために、その内実が創造的に作り変えられていくことは当然の帰結である。

第二に、法的リテラシーを以上のように「法的」なものとして活用していくために、問題解決のプロセスにおいても法的なプロセスを重視している点である。法的に問題を解決するためのプロセスとは、発生した問題の原因や事実関係を明確にし、分析をした上で、争点となっている論点を整理し、そこに一定の法的価値・原理を踏まえて判断を下すという過程であり、手続きであると考えられる。このような法的な過程や手続にしたがって問題を解決するなかで、はじめて法的リテラシーは「法的」なものとして活用されていくのではないだろうか。

第三に、法的なプロセスに従って問題を解決する中で、一定の価値的な分析や判断を導入している点である。問題となっている事実に対して価値的な分析や判断を下す際に重要なのは、どの観点からの分析や判断なのかという点である。すなわち、道徳や倫理的な視点からの分析や判断なのか、法的な視点からの分析や判断なのかを、分析や判断をする者自身が明確に理解していなければ、法的に問題を解決することなどできないのである。したがって、法的リテラシーを活用するにあたっては、道徳・倫理と法の違いについて明確な理解が必要となる。また、分析や判断にあたり、その分析・判断基準の拠り所となる法的価値・原理を重視することが不可欠である。同じようなケースの問題の結果が人によって大きく異なるのであるならば、「人の支配」と大きく変わらない。

第四に、問題を個別具体的に解決するために適用される法の形成過程、すなわち法の定立・適用・執行についても視野に入れている点である。このことは二つの点から重要である。

一つは法の定立だけでなく、法の適用・執行についての理解がなければ、法全体を理解することができないからである。いま一つは、法の形成過程を理解することで、第一に指摘した点と重なるが、法が変化することが可能であるということを確認する必要があるからである。法と生活の関連について認識を深め、かつ議論を積み重ねていくためには、法の目的や役割を理解することが前提条件となる。

なお、ここでは特に触れてはいないが、アメリカ法教育では知識を覚えさせるだけではなく、実際に活用させることで、知識をより具体的な力として身につけさせている点に大きな特徴がある⁽²⁾。また法的リテラシーを効率よく習得することができるように、さまざまな団体が特色あるカリキュラムを開発・研究をおこなっている⁽³⁾。

第2節 日本の法教育における法的リテラシー

次に、日本の法教育における法的リテラシーの捉え方と位置づけについて考えてみたいと思う。

法教育研究会によれば、法教育を「法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」と定義し、その学習方法についても「法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育である」とした⁽⁴⁾。このように定義づけた上で、特に初等・中等学校段階における法的リテラシーの育成が法教育にとって重要な目標であるとしている⁽⁵⁾。しかし、法的リテラシーがどのような能力なのかについての明確な定義づけはなされていないが、法教育研究会のメンバーを中心に、法的リテラシーの定義づけの試みがなされている。ここでは、二つの法的リテラシーの定義について検討する。

(1) 土井真一（京都大学大学院法学研究科教授）⁽⁶⁾

土井真一は、法的リテラシーを、「市民として法に関わっていくための基礎的な能力・資質」と定義したうえで、「基礎的な法的リテラシー」として、「第一に、公正に事実を認識し、問題を多面的に考察する能力、第二に、自分の意見を明確に述べ、また他人の主張を公平に理解しようとする姿勢・能力、第三に、多様な意見を調整して合意を形成したり、また公平な第三者として判断を行ったりする能力、最後に、より根源的な資質として……自尊感情や他者に対して共感する力」をあげている。

そして、土井真一は、4つの「基礎的な法的リテラシー」が「法教育に特有のものではなく、学校教育一般において重要な基礎能力、あるいはわれわれが社会生活を送っていく上で須らく必要となる能力・資質」であることを認めつつも、むしろ、そのこと自体が、「法教育がいかに普遍的な重要性を有しているかを示すもの」であり、また、「元来、『法的なるもの』はわれわれの生活に深く根差している」からだとする。

(2) 大杉昭英（文部科学省初等中等教育局視学官）⁽⁷⁾

大杉昭英は、法的リテラシーを、「法を利用して問題を解決する力」と定義する。ところが、それをさらに、「自分たちの身のまわりに起きるさまざまな問題や社会の基本的な問題について主体的に考え、公正に判断することができる能力」であり、「問題点を明らかにし、有用な情報を引き出し根拠にしながらか自分の意見を確定すること」と一般化することによって、本来、社会科で身につけるべき能力と同じであるとした。

(3) 共通する問題点

第一の問題点は、「法に関する基本的な知識や技術」の具体的内容が明らかではないことである。『はじめての法教育』は、「個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ」として、「法に関する基本的な知識」に若干の言及はしているが、それよりも、授業方法に重点が移行している（「知識型の教育ではなく、……思考型の教育であるとともに、社会参加型の教育」）。

「司法制度を正しく利用し、適切に参加する力」・「自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力」・「日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力」（『はじめての法教育』）も、「市民として法に関わっていくための基礎的な能力・資質」・「基礎的な法的リテラシー」（土井真一）も、そして「法を利用して問題を解決する力」（大杉昭英）も、いずれも、「法に関する基本的な知識や技術」を不可欠の前提としてはじめて意味があるのである。

第二の問題点は、第一の問題点の論理的帰結として、「法に関する基本的な知識や技術」が明確に位置づけられていないようなリテラシーは、「法」的リテラシーとは言い難いということである。法的リテラシーが「法」的リテラシーであるためには、「法」に固有な価値や原理を踏まえた「法に関する基本的な知識や技術」を明確に位置づけることが不可欠である。

『はじめての法教育』には、「法」に固有な価値・原理や「法に関する基本的な知識や技術」に関する言及が散見されるが、必ずしも明確に位置づけられているわけではない。土井真一による定義は、いみじくも彼自身が述べているように、「法教育に特有のものではなく、学校教育一般において重要な基礎能力、あるいはわれわれが社会生活を送っていく上で須らく必要となる能力・資質」へと解消され、大杉昭英による定義も、社会科で身につけるべき能力一般へと解消されてしまっている。

同様の問題点は、すでに、一部の人権教育について指摘されたことでもある⁽⁸⁾。すなわち、一方で、人権概念が法的権利としてではなく理念的権利として扱われ、他方で、取り上げられる人権の内容がもっぱら平等（差別）に限定されたため、人権教育は、マイノリティに対する個々人の意識・感情に関わる「心構え」教育に矮小化され、人権に関する基本的な知識や技術に対する理解を困難にしてしまったことである⁽⁹⁾。法教育における法的リテラシーが、「法に関する基本的な知識や技術」を明確に位置づけていないならば、「法」に対する基本的な理解は困難になり、一部の人権教育が抱えている問題構造をそのまま引き継ぐことになりかねない。

第三の問題点は、上記の二つの問題点の論理的帰結として、いかなる「法」的な価値・原理が、法的リテラシーの判断基準となるのが明らかにされていないことである。

法が正当性を持ちえるのは、上位の法の定める手続きにしたがって制定・修正され、かつ、内容が上位の法の定める価値や原理に一致した場合に限られる⁽¹⁰⁾。そして、最も上位の法が最高法規たる憲法であるから、法が正当性を持ちえるのは、究極的には、憲法の定める手続きにしたがって制定・修正され、かつ、内容が憲法の定める価値や原理に一致した場合に限られるということになる。

しかし、『はじめての法教育』や法教育研究会メンバーによる法的リテラシーの定義には、判断基準となるべき法的価値や原理をどこに求めるのかが示されていないため、具体的問題に対する認識や判断、理解や合意形成のすべての場面において、その時々々の社会情勢や周囲の状況に対する個人やその所属する集団の感情や感覚が判断基準にされかねない。たとえ、偶然に法的に正しい手続きで結論を導き出し得たとしても、その導き出した結論の内容の正当性を判断する基準がないため、何ら法的な正当性を持ちえない。その結果、法的リテラシー、すなわち、生徒に身につけさせたい資質や能力である「市民として法に関わっていくための基礎的な能力・資質」は育たないことになる。

このように、日本では、法的リテラシーは、社会科などの教科学習やすでに生活の中にあるものの再構成した一般的な能力として定義づけられ、法的な価値判断については回避されているという大きな特徴がある。

第3節 小括

アメリカと日本の法的リテラシーに関する定義を比較すると、いくつかの相違点が明らかになってくる。アメリカの法的リテラシーに関する定義は、第一に、法的リテラシーが法的価値・原理に支えられていること明確にしていること、第二に、法的リテラシーは社会の変化に応じて内容が変化することを前提としていること、第三に、法に関する知識と知識を活用する技能を密接に関連さ

せながら法的リテラシーを育成していること、の三つをあげることができる。

アメリカにおける法的リテラシーの大きな特徴は、法的リテラシーが法的価値・原理に支えられていることを明確にしている点であると言えよう。法的価値・原理に支えられた法的リテラシーは、問題の解決にあたり、法的価値・原理に基づいて判断を下すこととなる。すなわち、法的価値・原理が法的リテラシーを活用した問題解決を図る上で判断基準となるのである。法的リテラシーが法教育において育成すべき重要な能力であることを考えると、法教育においては法的価値・原理を習得することがその大きな目的となるのである。

また、法的リテラシーが法的価値・原理に支えられているということは、一方で、法的リテラシーが保障すべきは法的価値・原理であることを意味する。法的リテラシーが保障すべき法的価値・原理とは何か。前述したように、基本的な法的原理とは「法の支配」であり、基本的な価値とは「個人の尊厳」である。したがって、法的リテラシーは「法の支配」や「個人の尊厳」によって支えられているのであり、「法の支配」や「個人の尊厳」が問題を法的に解決するための判断基準となっているのである。しかし、社会の変化は、個人を取り巻く環境にも大きな影響を与えている。法的リテラシーが社会の変化に応じてその内容が変わることができないのならば、「個人の尊厳」を確実に保障していくことはできない。法的リテラシーが社会の変化に対応してその内容を変えていくというのは「個人の尊厳」の保障の観点から必要なのである。

以上のように、アメリカの法的リテラシーは法的価値・原理が法的リテラシーを支えているのであり、また問題を法的に解決するための判断基準になっている。つまりは、法的リテラシーを「法的」なものとして捉えているのである。

これに対し、日本の法教育研究会の中心メンバーによる法的リテラシーの定義によると、法的リテラシーは、社会科や学校教育の中で「法的」であることを特別に意識しなくても養うことができる一般的な能力として捉えられている。したがって、法的リテラシーは、本来、法に関する教育で育成すべき能力であるのにも関わらず、法的な知識や思考とは無関係に育成しうる能力であるということになりかねない。このように法的なものを法的なものとして捉えずに学校教育現場で実践されてきたものとして、人権教育があげられる。

社会科では憲法を効果的に学習する上で人権に関する学習と統治機構に関する学習の二つに分けられることとなったものの、どちらも条文や制度を覚えるだけのいわゆる”狭義の憲法教育“に陥ってしまった。そこでは、人権は暗記としての知識に終始してしまう。そのようななかで、1970年代から同和教育と社会科教育の連携が図られるようになった⁽¹¹⁾。1980年代後半からは人権に関する学習は同和教育の強い影響を受け、差別問題（平等権）を中心とした学習へと矮小化されていった。これと並行して学校教育現場では、同和教育と人権教育が同義語として使用されるようになり、人権が「法的な権利」から同和教育の強い影響を受け、マイノリティに対する個々人の意識・感情に関わる「心構え」へと変容をしてしまったのである⁽¹²⁾。これにより、人権は道徳的・理念的なものとして捉えられるようになり、人権教育の普及によってかえって、法的権利としての人権の理解を難しくしてしまうという皮肉な結果を生むこととなってしまったという経緯がある。つまり、法的リテラシーが法教育において育成すべき重要な能力であるならば、法的リテラシーは「法的」なものとして扱われなければならない。すなわち、法的価値・原理やそれらに基づいた知識を習得し、問題を法的に解決するためのプロセスにおいて判断基準として活用していくことが重要である。

私は、法的リテラシーとは日本において論じられているような一般化された能力ではなく、個人

の権利・自由の確立を通じて法的価値・原理を保障する「法的」な能力であるべきだと考えている。

第2章 法的リテラシーの具体的内容—「法的資質」

法教育において法的リテラシーの育成が重要な目標であることには異議がないが、法的リテラシーの具体的な内容については不明確な点が多い。そこで本章ではアメリカの《Center for Civic Education》(公民教育センター、以下《CCE》)と略す)が重要視している「法的資質」について検討したい。CCEでは、理想的市民を育成するための資質について提言し、それら資質を「法的資質」と名づけている。私は、CCEの「法的資質」こそ「法的リテラシー」の具体的内容であると考えている。そこで、「法的リテラシー」を具体的に定義をするために、CCEの「法的資質」の構造や内容を検討してみたい。

第1節 CCE—「法的資質」とその具体的内容

CCEは、《知識(Knowledge)》、《技能(Skill)》、《信念(Belief)》という3つの資質を備えた理想的市民⁽¹⁴⁾の育成を重要な目標としており、これら3つの資質は次のように定義されている⁽¹⁴⁾。

- ①知識—立憲主義の基礎にある原理、価値、制度の理解
- ②技能—有能で責任ある市民となるために必要とされている技能を発達させること。
- ③意欲(信念、参加的態度)—公私の生活において、意思決定したり、紛争を調停したりするとき、民主的な過程を用いることの理解と意思。

つぎの図【市民のプロフィール—理想的な民主的市民】からもわかるように、これら3つの資質は相互に関連し、組み合わせることによって理想的市民が生まれると考えられている。つまり、これらのうち一つでも欠ければ、それは理想的市民とはなりえないことになる。

また、これら3つの資質は、発達段階に応じてバランスよく習得させることが重要であり、どれか一つの資質を集中的に習得させることで、他の二つの資質もおのずと育つというものではない。理想的市民の3つの資質は、現行の中学校社会科(公民的分野)、高等学校の現代社会や政治経済における、憲法教育の教材や指導方法について、法教育の観点から再構成をする必要があることを示唆している。

法や憲法(人権と統治機構)の学習においては、統治機構の学習においては、人権に関する学習と統治機構に関する学習とを分けて構成しているが、果たして人権と統治機構を分けた学習によって人権や統治機構がどのように理解されているだろうか。統治機構の中には裁判所も含まれる。人権と裁判所をそれぞれ別に扱い、その関連性に着目をさせないのであるならば、人権を裁判所によって保障させるという観点が抜け落ちてしまう。

人権と統治機構は密接な関連がある。これまでの憲法教育や人権教育では、人権と統治機構の学習を分け、互いの関連性についてあまり深く考えさせなかった。その結果、人権はもっぱら理念的なものとしてとらえられることによって「心構えの問題」として扱われ、統治機構は「狭義の憲法教育」と揶揄されるような暗記するだけの知識として扱われてきた。人権や統治機構について、そ



【市民のプロフィール—理想的な民主的市民】⁽¹⁵⁾

れぞれ知識として覚えさせるだけでは、法教育とは呼べない。覚えさせ知識を活用していく視点が重要なのである。したがって、人権の種類や統治機構について細かな知識を覚えるだけでなく、「個人の尊厳」を保障するという観点から、人権と統治機構との関連性について考える授業展開が重要であるとする。このような授業展開を可能にするためにもこれまでの教材や指導方法について、法的リテラシーの観点から再構成する必要があるのではないかと考える。

さて、これら三つの資質は具体的にはどのようなものであろうか。個別具体的に検討してみたい。

(1) 「知識－立憲主義の基礎にある原理、価値、制度の理解」

理想的市民に必要な知識とは、「現実にながら国でおこなわれている法制度（三権分立、議院内閣制度など）や法的手続（立法手続きや裁判手続き）についての知識や理解だけでなく、その制度や手続きの背後にあってこれを支えている価値、原理の理解が含まれる」とされる⁽¹⁶⁾。

それでは、ここでいう法制度や法的手続を支えている価値や原理とは何であろうか。立憲主義を具現化させているのが「法の支配」である。「法の支配」とは専断的な国家権力を排斥し、権力を法によって拘束し、個人の権利・自由の確立を通して、「個人の尊厳」の保障を目的としている⁽¹⁷⁾。すなわち法制度や法的手続は、個人の権利・自由の確立を通して、「個人の尊厳」の保障を目的としているのである。このことから、法制度や法的手続の学習に際しては、表面的な仕組みのみを習得させるのではなく、これら制度や手続の目的が「法の支配」に基づき、「個人の尊厳」を保障することにあることを理解させることが重要である。

(2) 「技能－有能で責任ある市民となるために必要とされている技能を発達させること」

理想的市民に必要な技能とは、「ものごとを理解し、判断していくために必要な技能……（知識を応用させる技能）と、そのような理解に基づいて積極的に社会に参加していくことの技能（参加の技能）」であるとされる⁽¹⁸⁾。身につけた知識を活用し「ものごと」を判断する技能は、法的に問題を解決するためのプロセスを習得することではじめて生きる技能である。法的に問題の解決を図るためのプロセスとは、発生した問題の原因を発見・分析した上で、対立する論点を整理し、その論点に一定の法的価値・原理を踏まえた判断を下す、という過程である。法教育で重要なことは、このような法的なプロセスをたどって問題を解決させること、そのためにも法的価値・原理についての理解を深めることにある。したがって、法教育では、法的に問題を解決させるためのプロセスを習得させることが重要であり、特に問題を解決するための判断基準としての法的価値・原理に対する理解が重要である。最も基本的な法的価値が「個人の尊厳」であることは前述した通りである。

次に「積極的に社会に参加する技能」についてであるが、これは次の「意欲」と合わせて検討する。

(3) 「意欲(信念、参加的態度)－公私の生活において、意思決定したり、紛争を調停したりするときに、民主的な過程を用いることの理解と意思」

理想的市民に必要な意欲とは、「社会で生起する問題や紛争に対して立憲民主主義的な価値を前提に対処することを正しいとする価値観を持つこと（信念）を前提に、具体的な問題や紛争に直面した際に民主的な手法を用いて積極的に解決を試みたり、民主的な過程に積極的に参加しようという意欲をわかせる（動機づけ）」であるとされている。⁽¹⁹⁾

意欲について考えるにあたり問題となるのは、学校教育において個人の内面に関わることができるのかという点である。これまで学校教育では、個人の内面に關わる問題については避けてきた。それは、学校教育が個人の思想・良心の自由にどこまで踏み込めるかという問題と深く関わるからである。具体的には、学校教育において「個人の尊厳」や「法の支配」といった法的価値・原理を扱

うことはもちろん、それを内面化させ、社会参加などの行動に結びつけることができるのかということである。

学校教育において立憲民主主義的な価値を扱うことの正否を明らかにすることが本論の趣旨ではないので詳しくは扱わない。ただ法教育において社会参加を扱うことの本質は「個人の尊厳」や「法の支配」といった法的価値・原理を個人の意識と関連づけて、これら価値や原理を確実に次世代へと伝えていくことにある。したがって、この点も視野に入れて、学校教育で立憲主義的な価値を扱うことについての検討が必要となる。⁽²⁰⁾

第2節 関東弁護士会連合会—「法的資質」の具体化

関東弁護士会連合会（『法教育—21世紀を生きる子どもたちのために』）は、理想的市民に必要とされている《知識》、《技能》、《信念》という三つの資質を「法的資質」とし、法教育における「法的資質」育成の重要性を指摘する⁽²¹⁾。「法的資質」とは、①「法的な知識」、②「法的思考や法的参加の技能」、③「法や法の基礎に従って行動する態度形成」、という三つの側面から成り立つされる。関東弁護士会連合会が指摘する「法的資質」の三つの側面は、CCEの理想的市民に必要とされる三つの「法的資質」と同義と言える。関東弁護士会連合会は、さらに、法的資質の具体的な要件としてつぎの五点をあげている。

- ① 自己の日常生活の中における数多くの場面が法と関連していることを関連しているということ
を認識すること。
- ② 法制度を理解すること。
- ③ どのように法が作られ変化するかという法過程を理解すること。
- ④ 日常生活において、法を発見し効果的に使用するのに適切な技能と批判的検討を行える技能を
身につけること。
- ⑤ 法あるいは法の基礎にある法的原則や価値を認識し、それに従って行動すること。

以下では、関東弁護士会連合会が示した五点の具体的な要件⁽²²⁾に基づきながら、法的資質のあるべき姿についての検討をおこないたい。

- (1) 「自己の日常生活の中における数多くの場面が法と関連していることを関連しているということ
を認識すること」

この資質が必要とされている理由は二点ある。

第一に、法が社会秩序を維持するために国家により強制されるものであるという、法に対する一面的なイメージを払拭するためである。確かに、法は、国家による制裁＝強制力を持っていることから、社会秩序を維持するための手段としての側面をもっている。しかし、法の本来の役割は、個人の権利・自由を保障するところにあるから、まず、法の目的が、国家権力を拘束することによって個人の権利・自由を保障することであるということを理解することが重要である。

第二に、法にも限界があることを認識するためである。法は有効な規制手段であるとの理解から、社会で問題が発生すると安易に法による規制を求める場合が多い。たとえば、法は道徳的なことに対してどこまで踏み込むことができるであろうか。法はその正当性を最高法規である憲法の原理や価値に一致しているという点に求めている。憲法では内心の自由を「個人の尊重」と「民主政治の最低限の要請」という観点から広範に認めるべきであるとしていることから⁽²³⁾、法によって内心の自由を規制することは許されない。すなわち、現実の法的規制の正当性を憲法に照らし合わせて考

えることが必要となる。したがって、法の本来の役割や法的価値・原理に対する理解を深めることは、法教育の上で極めて重要なことであると考えられる。

(2) 「法制度を理解すること」

法を理解するためには、法が具体的にどのように作られ、そして使われているのかを理解すること、すなわち、立法・行政・司法について理解することが必要不可欠である。

立法がどのような機関でどのような手続に基づいておこなわれるのかを知ることは、法がもつばら合意形成の産物だけではないことなどを理解する上で大変重要である。法は「上位の法の定める手続きにしたがって制定・修正され、かつ、内容が上位の法の定める価値や原理に一致した場合」⁽²⁴⁾のみ正当性を持ちうるという法的原理を理解しないと、法を正しく理解することはできない。また司法についても、刑事罰を含め行政による個人の権利・自由の制限の適正性や社会の秩序維持や活動の促進についての役割も担うことから特に重要である。

(3) 「どのように法が作られ変化するかという法過程を理解すること」

前述したように、法や法制度が「個人の尊厳」を保障していくためにあるのであるならば、法は社会の変化に応じて変化するものでなければならない。しかし、法に関する基礎的な理解は必ずしも一般的であるとは言えない。法が社会の秩序を維持するものであり、個人の権利・自由を拘束することは許されるといった誤った理解が広がっている。そうした誤った理解の最大の理由は、法や法制度を支える法的価値・原理についての理解が不十分であると考えられる。法や法制度が何のためにあるのかをしっかりと理解しなければ、いかに法が作られる過程について学習したところで、現実の法や法制度が不変的・固定的なものであると捉えられてしまうのである。逆に、法や法制度を支える法的価値・原理が理解されれば、立法過程のみならず、法が社会の変化に応じて必要であれば作られ、時には作り変えられるものであるということをも理解できると考えている。

(4) 「日常生活において、法を発見し効果的に使用するのに適切な技能と批判的検討を行える技能を身につけること」

法教育においては、法学教育のような詳細で正確な法に関する専門的知識や事実認定、法的三段論法、解釈手法、議論などの専門的技法を習得することが目的ではないが、法的に問題を解決するためのプロセスの習得は必要となる。法的に問題を解決するためのプロセスとは、発生した問題の原因を発見・分析した上で、対立する論点を整理し、その論点に一定の法的価値・原理を踏まえた判断を下す、というものである。法学教育と法教育の違いは、法的に問題の解決をおこなうために同じプロセスをたどるものの、そこで必要とされる技能が違うという点にある。法学教育においては、事実認定から論点整理、そして価値判断に至るまで専門的で細かな法律の知識を駆使して問題の解決を図っていくのに対し、法教育では、まず、法の価値や原理についての理解を深め、問題となっている点は何かを発見・分析し、問題を解決するための立場を明確にした上で、法的な解決を図るために必要な知識や技能を発達段階に応じて習得させるという点において違いがある。したがって、法教育では法的価値・原理や法的プロセスを習得させることが大事であり、そのなかでも法的価値は、対立している論点に対する価値判断の基準となることから特に重要である。規制緩和をはじめとする新自由主義的傾向が強まる今日においては、私人間における紛争が急増することが予想される。そのような社会において、法的価値・原理についての理解を深め、法的プロセスにしたがって問題の解決を図る、それに必要な法的技能を身につけることは今後ますます必要となるとと思われる。

また、常に社会に目を向け、法的価値・原理を守る観点から法や法制度について批判的検討をお

こなうことが重要である。もちろん、法や法制度に対して批判的検討をおこなうことは発達段階とも大きく関わる。しかし社会に目を向け、権利・自由のよりよいあり方について考えることは、法を効果的に活用する観点からも、権利・自由が「不断的努力」（憲法第12条）によって維持されることが求められている観点からも、大事なことである。

(5) 「法あるいは法の基礎にある法的原則や価値を認識し、それに従って行動すること」

「法の基礎にある法的原則や価値」とは、「法の支配」や個人の権利・自由を守ることによって保障される「個人の尊厳」である。法教育においては、これら法的価値・原理について習得することが特に重要である。なお、価値を学校教育で扱うことの問題点については前述のとおりである。しかし、法的価値・原理の伝達が次世代に行うことができるかが法教育の今後の成否に関わるということだけは触れておきたい。

第3章 法的リテラシーの再定義

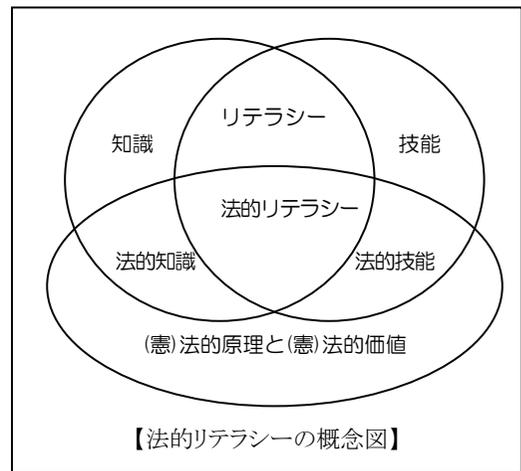
私は、CCEが提示する「法的資質」や関東弁護士会連合会が提示する法的資質の「具体的要件」が法的リテラシーの具体的な内容であると考えている⁽²⁵⁾。本章では、前章までの「法的資質」の検討を踏まえて、法的リテラシーの再定義を試みる。

第1節 リテラシーとは何か

リテラシーとは、その分野における基本的な知識や技能などの資質を身につけ、そのような基礎的な資質を主体的に活用していく能力である⁽²⁶⁾。したがって、リテラシーを育成するためには、知識型教育か思考型教育かの二者択一ではなく、両者を相互に補完させたような学習指導こそ重要である。

かつての学校教育においては、そうした「基礎的な知識や技能を共通的に身に付けさせることを重視した教育」が推進されてきた。しかし、知識偏重型教育の是正や学校教育の目的を生涯学習の基礎を培うものとする教育課程審答申（昭和62年12月）を受けて、「生徒自ら考え、主体的に判断し行動できる資質や能力の育成を重視した教育」という「新しい学力観」と呼ばれる学力観の下、学習指導方法や評価を改めてきたという経緯がある⁽²⁷⁾。もちろん、「新しい学力観」においても知識や技能を習得させる教育が完全に否定されたわけではない。この点については学習指導要領においても触れられている点である⁽²⁸⁾。しかし、実際の学校教育現場においては「生徒自ら考え、主体的に判断し行動できる資質や能力」や「自ら学ぶ意欲」という評価観点に力点が置かれるあまり、知識や技能の習得が軽視されている傾向がある。

法教育研究会の提示する法教育の学習指導方法も、知識型教育を否定はしていないものの、思考型教育や社会参加型教育という点に力点が置かれている。しかし、リテラシーとは基本的な知識や技能などの資質を身につけ、そのような基礎的な資質を主体的に活用していく能力であるとするならば、法教育研究会が提示する法教育の学習指導方法では、法的リテラシーの育成は困難であると思われる。



次節では、リテラシーにおける知識と技能の関係性を明らかにすることを通して、法的リテラシーにおける知識と技能の関係性や法教育における学習指導方法のあり方を明らかにしたい。

第2節 法的リテラシーの再定義

法的リテラシーの育成が法教育の重要な目標となっていることについては、すでに指摘したとおりである。法教育研究会も、法教育において法的リテラシーを育成することの重要性を強調している。しかし、法教育研究会が提示する法的リテラシーは、法的なものとして扱われず、社会科などの教科学習の成果によって身につけることができる一般的な能力とされている。その結果、法教育で身につけさせるべき力があいまいなまま、さまざまな授業実践が行われてきた。

法的リテラシーは「法的」なリテラシーであるから、第2節で示したとおり、知識と技能が不可分であり、知識と技能は互いを補完しあう関係にある。この知識と技能の関係を保ちながら、法的リテラシーが「法的」なものとなるためにはどうすればよいのか。私は、法的リテラシーを構成する知識や技能は、それぞれ、法的価値・原理に基づいた法的知識であり、法的技能であると考えている。以下では、法的知識と法的技能の再定義を踏まえた上で、法的リテラシーの再定義をしたい。

(1) 法的知識—「法的知識とは、法的価値・原理を踏まえた上で、法的に問題を解決するためのプロセスをはじめとした法や法制度についても理解をすること」

法の基礎にある「法的原理」や「法的価値」についてそれぞれ検討する。最も基本的な法的原理とは、近代市民革命を通して確立されてきた近代的な「法の支配」である。近代的な「法の支配」とは、「人の支配」のような専断的な国家権力を排斥し、権力を法によって拘束することによって個人の権利・自由を保障しようとする原理である。近代的な「法の支配」は、①憲法の最高法規性、②人権の永久不可侵性、③法の内容と手続の公正を要求する適正手続、④国家権力の恣意的行使による人権侵害を救済する裁判所、という四つの原理によって支えられている。

次に、「法的価値」について検討する。法が法として正当性を持ちうるためには、最高法規である憲法の示す価値・原理に適合していなければならない。憲法はその改正が法律の改正よりも困難な手続きが要求される硬性憲法という性質ゆえに最高法規なのではなく、憲法が個人の権利・自由を不可侵なものとして国家権力から保障しているところに最高法規たるゆえんがある。個人の権利・自由の保障は、究極的には、憲法の最も基本的な価値である「個人の尊厳」の保障を意味している。したがって、憲法で守るべき最も基本的な価値とは「個人の尊厳」ということになる。

また、法や法制度を学ぶための前段階として法的に問題を解決するためのプロセスについての理解を図ることも重要である。法的に問題を解決するためのプロセスとは、発生した問題の事実関係を認識・分析をし、論点を整理する中で争点を明確にした上で判断を下し、問題を解決するというものである。ここで下す判断の基準が、法的価値・原理である。このプロセスを習得した上で、発達段階に応じて法や法制度について理解を深めることが大事である。法教育が中等教育学校以下において特に期待されている教育であること、また法教育が法学教育とは異なることを考えると、法的知識とはいえ、法や法制度を学ぶことにその主眼が置かれているとは考えにくい。法や法制度に関する知識の習得が主な目的になるのであるならば、それは法学教育を発達段階に考慮しておこなっているに過ぎないことになってしまう。

さて江口勇治は、「法の支配」を「国家对個人」の“縦の関係”と捉え、「私事化」が進行し権利衝突の場面が今まで以上に多くなると想定される社会の中では、その観点だけでは不十分だと指摘

している⁽²⁹⁾。確かに、新自由主義的な規制緩和と政策が推進される今日において、「法化社会」と呼ばれるような個人が法と向き合う場面が増え、「国家対個人」だけでなく「個人対個人」という“横の関係”も視野に入れた法の知識も必要ではある。しかし、「個人対個人」においても経済的社会的な力関係が発生しており、対等な関係とはいえない。そのような社会においてこそ、法的価値・原理は一層必要となる。個人間に権力関係が発生しているのであるならば、「個人の尊厳」という法的価値を侵害している可能性があるからである。したがって、「私事化」が進行した社会においても、法的価値・原理の習得が重要となる。

(2) 法的技能—「法的技能とは法的価値・原理を理解した上で、法的に問題を解決するためのプロセスをはじめとして、法や法制度を効果的に活用し、問題を解決する能力」

法的に問題を解決する中で一番重要なのは争点となっている事実に対して、法的価値に基づいて判断を下すところにある。したがって法的価値・原理についての理解がなければ、判断の基準を失ってしまう。また判断の基準がその時々感情であっては法的とはいえない。すなわち、法的プロセスとは法的価値に基づいて争点となっている事実判断を下すところに「法的」であるという根拠が求められるのである。また、発達段階に応じて、習得した法や法制度の活用により、法的技能はより一層磨かれていくことになる。

(3) 法的リテラシー

法的リテラシーは、【法的リテラシーの概念図】で示したように、法的知識と法的技能、そしてそれらを支える（憲）法的原理や（憲）法的価値が密接に関連した能力である。すなわち、法的リテラシーとは「法の支配」、「個人の尊厳」といった基本的な法的原理や法的価値に基づいているものである。さて、法的リテラシーの具体的内容（能力）として、私は、つぎのようにまとめることができると考えている。

- ① 自己の日常生活の中における数多くの場面が法と関連していることを関連しているということ
を認識すること。
- ② 法制度を理解すること。
- ③ どのように法が作られ変化するかという法過程を理解すること。
- ④ 日常生活において、法を発見し効果的に使用するのに適切な技能と批判的検討を行える技能を
身につけること。
- ⑤ 法あるいは法の基礎にある法的価値・原理を認識し、それに従って行動すること。

以上の五点を法教育実践のなかで積極的に活用していくことこそ、法的リテラシーの育成につながると思われる。

まとめ

法教育において育成すべき重要な能力とされながらも明確にされてこなかった法的リテラシーについて、本稿では法的価値・原理に基づいた定義づけをおこなった。このように法的価値・原理に基づいた法的リテラシーの育成という観点から法教育を考察すると、学校教育において行われるべき法教育とは裁判員制度の導入を受けた形での司法教育などではなく、これまでおこなわれてきた憲法教育や人権教育、消費者教育などを発展・統合する形の教育であることが明らかとなった。

しかし、実際に学校教育の中で法教育を推進していくためには、①法教育をどのような形で教科教育に組み込むのか、②法的な価値・原理とはいえ、学校教育で価値を取り扱うことができるのか、

できるとすれば、いかなる条件と留保が必要なのか、③法教育や法的リテラシーを指導・支援することのできる教員の養成や研修はどのようになされるべきか、といった課題が残されている。今後は、そうした課題にも着目しながら研究を進めていきたい。

[註]

- (1) 磯山恭子「アメリカにおける法教育の到達点から学ぶ」全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性—学校教育における理論と実践』現代人文社（2001年）168頁参照。
- (2) これらの取り組みについては、すでに、さまざまな実践が紹介されているが、アメリカにおける法教育の大きな特徴は、知識に関する学習であっても単に知識を覚えるのではなく、知識を活用する場面を多く設定していることにある。詳しくは、CCE・全国法教育ネットワーク訳『プロジェクト・シズン—子どもたちの挑戦』現代人文社（2003年）などが参考になる。
- (3) アメリカでは法的リテラシーをより具体的に学ぶことができるように様々なカリキュラムが提案されている。詳しくは、磯山恭子・前掲論文など。
- (4) 法務省法教育研究会『はじめての法教育—我が国の法教育の普及・発展を目指して』ぎょうせい（2005年）2頁。
- (5) 江口勇治「法教育の理論—日本型法教育の素描」『法教育の可能性—学校教育における理論と実践』現代人文社（2001年）18頁を参照せよ。
- (6) 土井真一「法教育の普及・発展に向けて」『月報司法書士』No. 413（2006年7月）6頁。
- (7) 以下、大杉昭英『法教育実践の指導テキスト』明治図書（2006年）18頁。
- (8) 北川善英「人権教育論の課題—憲法学からの問題提起」『法教育の可能性—学校教育における理論と実践』現代人文社（2001年）44-60頁。
- (9) 人権教育と子どもの人権意識の構造の関連性については、研究代表者/影山清一郎『平成8・8・10年度文部省科学研究費補助金（基礎研究C）研究成果報告書 青少年の人権意識の調査と人権学習を核とする中学校社会科の総合単元の開発』が参考になる。
- (10) 浦部法徳『憲法学教室 I』日本評論社（1988年）17頁。
- (11) 人権教育と同和教育の関係については、日本社会科教育学会編『社会科教育辞典』ぎょうせい（2000年）38-39頁を参照せよ。
- (12) 北川善英・前掲論文44頁を参照せよ。
- (13) 関東弁護士会連合会編『法教育—21世紀を生きる子どもたちのために』現代人文社（2002年）31頁。
- (14) 前掲書121頁。
- (15) 前掲書32頁。
- (16) 前掲書122頁。
- (17) 芦部信善『憲法 新版』岩波書店（1998年）13頁。
- (18) 関東弁護士会連合会編・前掲書122頁。
- (19) 前掲書122頁。
- (20) 学校教育においてどのように価値を扱うべきかについては、西原博史「憲法教育というジレ

ンマー教育の主要任務か、中立的教育の例外か」戸波江二・西原博史編『子ども中心の教育法理論に向けて』エイデル研究所（2006年）や中平一義『法教育における価値基準の必要性と法教育の方向性～憲法的価値を基準として』横浜国立大学大学院修士（教育学）学位論文、が詳しい。

- (21) 以下、関東弁護士会連合会編・前掲書12-13頁。
- (22) 以下、前掲書14-18頁。
- (23) 浦部法穂『憲法学教室 全訂第2版』日本評論社（2006年）124-125頁を参照せよ。
- (24) 浦部法穂『憲法学教室 I』17頁。
- (25) 北川善英・中平一義・吉田浩幸・大坂誠「法教育の現状と課題」横浜国立大学教育人間科学部紀要 I（教育科学）No9、63頁を参照せよ。
- (26) 前掲論文59-60頁。
- (27) 澁澤文隆『新学力観に立つ社会科の授業改革』明治図書（1994年）7-19頁を参照せよ。
- (28) 文部省『中学校学習指導要領一解説社会科編』ぎょうせい（1998年）の第1章・総則2・中学校社会科 改訂の趣旨(2)「学び方を学ぶ」5頁。
- (29) 江口勇治・前掲論文16頁を参照せよ。

※本論文は科学研究費補助金・基礎研究（A）「法教育を中心とした公務員の養成・研修制度のアジア・ヨーロッパ比較研究（課題番号：18203003）」（2006年度～2008年度/研究代表者：木佐茂男九州大学法科研究院教授）による研究成果の一部である。